5　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
ア　入札保証金　免除
イ　契約保証金　請負代金の10分の３以上（保証金納付場所　岩手銀行盛岡駅前支店）。
ただし、有価証券等の提供又は銀行若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、又は工事費内訳書を提出しない者等がした入札は無効とする。
⑷　契約後の技術提案　工事請負契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事内容の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、示方書等による。
⑸　手続きにおける交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約する予定の有無　無
⑻　技術提案資料等のヒアリングを実施する。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ
⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
ア　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
イ　上記２⑺に掲げる競争参加資格の要件を申請書等提出時において満たせない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該要件を満たしていなければならない。
⑾　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Syuichi Hattori, Superintendent, Tohoku Shinkansen Construction Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency.
⑵　Classification of the services to be procured : 41.
⑶　Subject matter of the contract ; Construction work of the Amida Land Bridge, etc.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 p.m. 8th September 2010.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 p.m. 14th October 2010 (tenders brought with : 3 : 00 p.m. 14th October 2010 or tenders submitted by mail : 3 : 00 p.m. 14th October 2010).
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Shinkansen Construction Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency, 1―41 Morioka-ekimae-doori, Morioka-shi, Iwate 020―0034 JAPAN Tel 019―626―9621

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年８月５日
東日本旅客鉄道株式会社　契約責任者
東京工事事務所長　栗田　敏寿
◎調達機関番号　102　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　川崎火力発電所新４号機棟新設他
⑶　工事場所　神奈川県川崎市川崎区扇町８番３号
⑷　工事概要　鉄骨造、地上３階地下２階建、延床面積約5,100㎡（タービン棟）／鉄骨造、築造面積約877㎡、高さ100ｍの工作物の基礎部分（ＨＲＳＧ棟基礎）※ＨＲＳＧ棟はＲＣ基礎まで本工事とし、上部鉄骨は別途発注される発電プラント組立・据付工事（以下「別途プラント工事」という。）にて施工する。／鉄骨造、地上１階建、延床面積約70㎡（ボンベ庫）
詳細については、別冊図面、別冊土壌調査報告書、別冊環境アセスメント評価書、仕様書、特記仕様書、補足仕様書及び追加仕様書（以下合わせて「仕様書等」という。）のとおり。
⑸　工期　平成25年８月31日まで
⑹　一部使用開始
（タービン棟）
平成23年12月１日　天井クレーンレール使用開始（別途プラント工事にて天井クレーン設置・試運転を行う。）
平成24年２月１日　タービン棟　使用開始（換気機械室部分、機器搬入用の外壁開口部、床開口部等の後施工部分を除く。）
平成24年２月１日　天井クレーン　使用開始（別途プラント工事にて、天井クレーンを使用してタービン棟内の機器組立据付を行う。）
（ＨＲＳＧ棟基礎）
平成23年５月１日　ＨＲＳＧ棟基礎１段目使用開始（別途プラント工事にてＨＲＳＧ棟鉄骨の基礎埋設部据付を行う。）
平成23年12月１日　ＨＲＳＧ棟基礎２段目使用開始（別途プラント工事にてＨＲＳＧ棟基礎経由でタービン棟へ発電機器を搬入する。）
※本工事では、別途発注される土木工事（取水設備新設・既設放水路防護・放水管新設）・別途プラント工事・電気設備工事等（以下「関連工事」という）を施工するため、工事途中に一部使用開始する箇所や、後施工する部分がある。関連工事との調整により、上記日程に変更が生じることがある。
⑺　使用する主要な資材　コンクリート約10,000ｍ³、鉄骨約1,600ｔ、鉄筋約900ｔ、ＰＣ板約4,600㎡
⑻　本工事は、契約締結後、別途ＶＥ奨励契約を締結する工事である。
⑼　本工事は、既設の４号機棟や放水路等、稼働中の発電関連設備に近接する工事である。発電関連設備に支障があれば電車の運行に支障が生じるおそれがあるため、既設構造物に影響を与えないよう、請負者の責任において、入札説明書及び仕様書等の内容を遵守し、安全及び品質等を確保し、施工すること。
⑽　本工事の敷地の一部に土壌汚染が確認されており、その詳細は別冊土壌調査報告書に示している。別冊土壌調査報告書に示す汚染された土砂の処分は本工事に含まれる。
⑾　本工事の敷地は旧３号機棟の跡地であり、残存する鋼管杭の一部を本工事で再利用する計画である。詳細は別冊図面に示している。
⑿　本工事の敷地には、旧建物の基礎や構造物などの地中障害物があり、その詳細は別冊図面に示している。別冊図面に示す地中障害物の解体・撤去・処分は本工事に含まれる。
⒀　本工事は、別途発注される関連工事との工程調整が必要なことから、関係箇所と十分に打合せの上施工を行うこと。
⒁　本工事と並行してあるいは交互に、別途プラント工事にて天井クレーン設置及び発電機器搬入据付並びにＨＲＳＧ棟上部鉄骨部分の建設を行うため、工事途中に一部使用開始する箇所や、後施工する部分があり、その概要を仕様書等に示している。施工手順については関係箇所と十分に打合せを行い、協力して安全に施工すること。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者（以下「単体」という。）又は当該者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。